

パブリックコメント手続実施要項

作成日：令和7年(2025年)8月14日

案件の名称	箕面市の水道事業の現状と課題および大阪広域水道企業団との統合検討状況について
パブリックコメント手続実施の目的	水道事業については、給水収益の伸び悩み、老朽化した水道施設・管路の更新、ベテラン職員の退職に伴う技術継承問題など、さまざまな課題に直面していることから、箕面市では、今後も引き続き安心・安全な水道水を安定的にお届けするための方策の一つとして、大阪広域水道企業団との統合を検討しており、その検討状況を公表し、市民に広く意見を募集します。
実施部局名	上下水道局
(問い合わせ先)	経営企画室 (電話：072-724-6755)
パブリックコメントの対象となる資料	箕面市の水道事業の現状と課題および大阪広域水道企業団との統合検討状況について
閲覧方法と閲覧場所	(1) 市ホームページ https://www.city.minoh.lg.jp/water/suidoujigyoku2025.html (2) 上下水道局 経営企画室 (上下水道庁舎2階) (3) 行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階 12 番窓口) (4) 豊川支所、止々呂美支所 (5) 総合保健福祉センター (6) 中央・東・西南・船場生涯学習センター、中央・東・桜ヶ丘・西南・小野原・船場図書館 (7) みのお市民活動センター、らいとぴあ 21、ヒューマンズプラザ、箕面文化・交流センター(北館・南館) ※(2)～(5)は、月曜日～金曜日(祝日除く)の9時から17時まで、(6)～(7)は、施設の開館日、開館時間内
意見等の提出期間	令和7年(2025年)9月5日から10月4日まで(郵便の場合は必着)
意見等の提出方法	次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1) 閲覧場所の窓口への提出 (2) 郵便による送付 (〒562-0003 箕面市西小路 3-1-8 上下水道局経営企画室) (3) ファクシミリによる送付 (072-722-7413) (4) 電子申請システム(LoGo フォーム)による送付  (こちらの QR コードを読み取ってください) ※閲覧場所の窓口意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)

	意見等を提出できるかた	(1) 本市にお住まいのかた (2) 本市に事務所又は事業所がある事業者 (3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4) 本市にある学校に在学しているかた (5) 本市に対して納税義務を有しているかた (6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体
	意見等を提出する際の必要記載事項	(1) 意見を提出しようとする案件の名称 (2) 氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)に該当する事業者にあつては名称及び所在地、(6)に該当する団体にあつては、団体名及び団体事務局所在地) (3) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分
	提出された意見等及び市の考え方の公表方法	「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。 公表期間:令和7年(2025年)11月中旬を予定 ※意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。
	備考	